

アスファルト混合物事前審査
「混合所立入調査」研修資料

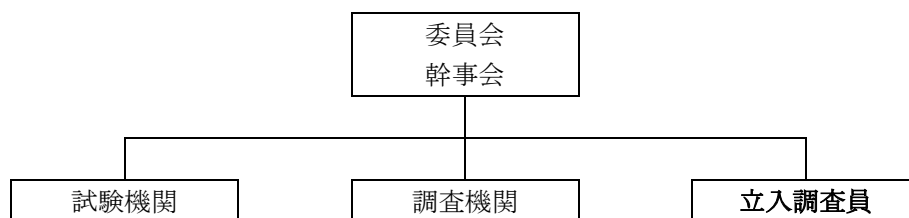
令和元年 5 月

アスファルト事前審査委員会事務局

< 混合所立入調査の目的 >

- ・アスファルト事前審査の混合所立入調査は、事前審査を申請した混合所の自主管理状況、混合物の品質確認を行う事を目的としています。
- ・アスファルト事前審査委員会から委嘱された立入調査員は、委員会に代わり立入調査を実施し、調査報告を事務局に提出していただきます。事務局は、調査結果をとりまとめ委員会に報告いたします。
- ・アスファルト混合物事前審査委員会は、申請された混合物について試験機関による室内試験結果、調査機関による配合設計の書類調査結果、室内試験の照合結果、混合所立入調査による立入調査報告を委員会で審査し、合格と判定した混合物の認定を行っております。委員会の審査体制は委員会、幹事会、試験機関、調査機関、立入調査員で構成されております。

(委員会の審査体制図)



<立入調査手順・内容>

- ・立入調査員は、混合所立入実施通知書により調査対象混合所への立入調査を実施します。各県合材協会から立会人が同席します。
調査時間は概ね2時間程度を要します。

- ・立入調査時に用意持参していただくもの。

①アスファルト事前審査例規集

②混合所立入調査報告書類

※アスファルト事前審査例規集の混合所立入要領
P29～49 をコピーして使用してください。

③筆記用具、印鑑、ヘルメット、軍手、安全靴等。

※調査表記入はボールペン・マジック等消せない物。
調査書類には捺印が必要です。

- ・アスファルト事前審査例規集の混合所立入調査要領に基づき、各調査項目について各混合所の自主管理記録等の資料を確認し、調査表を記入し規格値または基準値に対する適合性、品質管理の頻度など項目毎に適否の評価記入を行います。

※調査表記入例など参考にしてください。

※該当しない調査項目は取り消し線を記入してください。調査漏れ・抜けの誤解を招かないようお願いいたします。

- ・調査項目は、使用材料の品質、現場配合、計量機器・設備、混合物の品質、改質材の管理があります。項目毎の詳細について調査確認を行います。

1) 使用材料の品質

- ①骨材 ②再生骨材 ③フィラー ④アスファルト
- ⑤再生アスファルト ⑥ポリマー改質アスファルト
- ⑦再生用添加剤 ⑧熔融スラグ細骨材

2) 現場配合

- ①材料の計量(バッチ調査)
- ②混合物の練り上がり状況

3) 計量機器・設備

- ①計量器検査 ②骨材吐出量試験 ③温度計検査
- ④骨材貯蔵設備

4) 混合物の品質

- ①アスファルト量 ②粒度 ③再生骨材の混入率
- ④混合物の温度 ⑤マーシャル安定度試験

5) 改質材の管理

- ①添加量 ②投入装置

- ・調査終了後「混合所立入調査報告書」に以下の①～③調査書類1式を添付して事務局に提出してください。

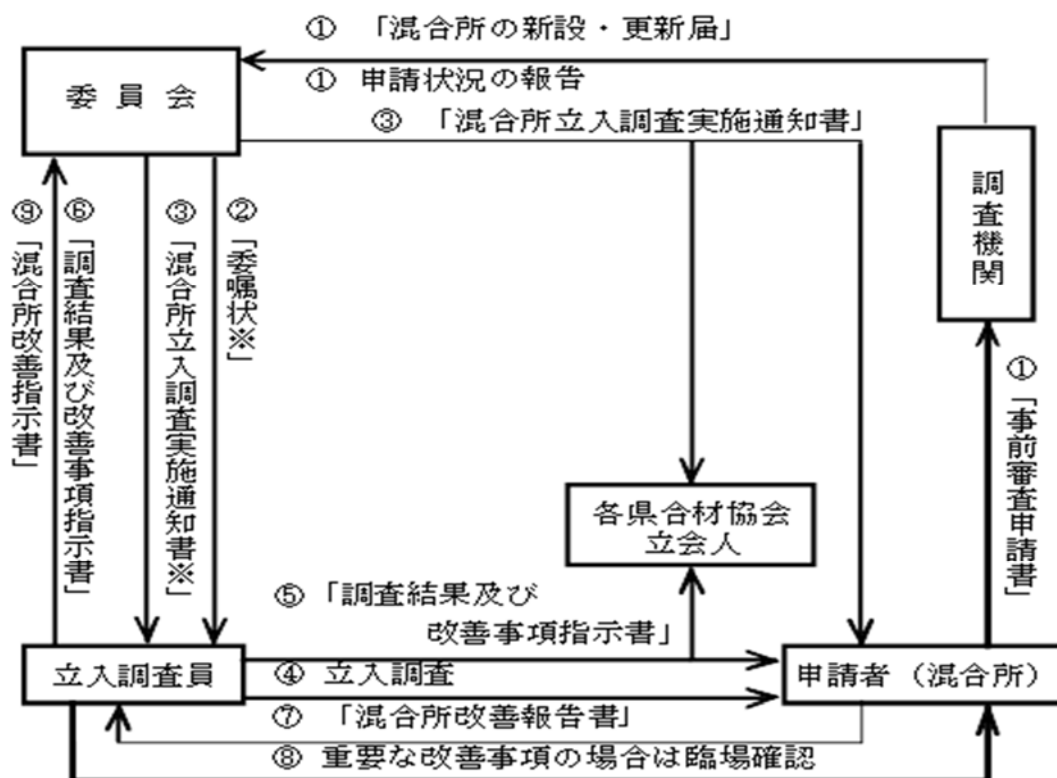
- ①調査結果総括表
- ②調査表
- ③調査結果及び改善事項指示書

※調査対象混合所及び立会人に書類1式コピーをお渡し願います。

- ・立入調査において改善を要する事項があった混合所は、調査日以降10日以内に改善報告（様式-105）を、立入調査員を経由して事務局へ提出する事になっております。

改善事項のうち、立入調査員が重要と判断したものは、混合所において立入調査員自ら確認が必要となります。

<立入調査フロー図>



※ 各自治体幹事による調整

＜参考：アスファルト混合物事前審査制度とは＞

アスファルト混合物事前審査制度とは、北陸地方整備局管内（新潟県、富山県、石川県、新潟市）の公共工事に使用する混合物の品質確認の為に、工事毎の配合設計、室内試験等に替え、アスファルト事前審査委員会が製造者からの申請にもとづき、混合所で製造する混合物の製造設備の機能、品質、配合に関する基準試験など、製造管理の内容を事前に審査し混合物の認定を行う事で、品質の確保と品質管理業務の合理化を図る制度です。

認定を受けた混合物は、事前審査による試験成績表等の内容を確認した上で、認定通知書と結果総括表の写しを監督職員に提出する事で、工事毎の材料試験、配合試験（試験練り含む）基準密度の決定を省略できます。